

各位

会社名 株式会社 エータイ  
 代表者名 代表取締役社長 権 山 玄 基  
 (コード番号: 369A 東証グロース市場)  
 問合わせ先 取締役 田 中 佑 治  
 TEL. 03-6328-3526

### 募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年5月23日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                                                                                              |                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数                                                                               | 当社普通株式 204,000株                                                                                                                                                     |
| (2) 募集株式の払込金額                                                                                | 未定(2025年6月9日開催予定の取締役会で決定)<br>ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。                                                                                |
| (3) 発行価格                                                                                     | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025年6月18日(水曜日)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する)                                                 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                                                     | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法                                                                                     | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。                                                                                                                                |
| (6) 引受人の対価                                                                                   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。                                                                                              |
| (7) 申込期間                                                                                     | 2025年6月19日(木曜日)から<br>2025年6月24日(火曜日)まで                                                                                                                              |
| (8) 申込株数単位                                                                                   | 100株                                                                                                                                                                |
| (9) 払込期日                                                                                     | 2025年6月25日(水曜日)                                                                                                                                                     |
| (10) 株式受渡期日                                                                                  | 2025年6月26日(木曜日)                                                                                                                                                     |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。                          |                                                                                                                                                                     |
| (12) 下記2.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |                                                                                                                                                                     |

#### 2. 引受人の買取引受による売出しの件

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
 投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- |                         |                                                                                                                              |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,200,000 株                                                                                                           |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都練馬区<br>樺山 伸一 1,080,000 株                                                                                                  |
|                         | 東京都渋谷区<br>樺山 玄基 120,000 株                                                                                                    |
| (3) 売 出 価 格             | 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）<br>なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。                                                                |
| (4) 売 出 方 法             | 売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、株式会社 S B I 証券、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、岡三証券株式会社、松井証券株式会社、丸三証券株式会社、あかつき証券株式会社、及び水戸証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価         | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記 1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。              |
| (6) 申 込 期 間             | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。                                                                                            |
| (7) 申 込 株 数 単 位         | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。                                                                                          |
| (8) 株 式 受 渡 期 日         | 上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。                                                                                          |
| (9)                     | 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止される。<br>なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                      |

### 3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- |                         |                                                                                         |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 210,600 株<br>なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号<br>大和証券株式会社 210,600 株（上限）                                         |
| (3) 売 出 価 格             | 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）<br>なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。                           |
| (4) 売 出 方 法             | 売出価格による一般向けの売出しとする。                                                                     |
| (5) 申 込 期 間             | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。                                                       |
| (6) 申 込 株 数 単 位         | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。                                                     |
| (7) 株 式 受 渡 期 日         | 上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。                                                     |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (8) 上記 1. の募集株式数又は上記 2. の売出株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における 1. の募集株式数と 2. の売出株式数との合計数の 15% となる数（100 株未満切り捨て）に読み替える。
- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記 2. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

## [ ご 参 考 ]

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 204,000 株

売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 1,200,000 株

②オーバーアロットメントによる売出し(\*)

当社普通株式 上限 210,600 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 11 日(水曜日)から  
2025 年 6 月 17 日(火曜日)まで

(3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2025 年 6 月 18 日(水曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格  
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 6 月 19 日(木曜日)から  
2025 年 6 月 24 日(火曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 6 月 25 日(水曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 26 日(木曜日)  
(上 場 ( 売 買 開 始 ) 日 )

#### (\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025 年 7 月 24 日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から 2025 年 7 月 24 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数       | 4,000,000 株 |
| 公 募 増 資 に よ る 増 加 株 式 数   | 204,000 株   |
| 公 募 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数 | 4,204,000 株 |

### 3. 調達資金の使途

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 293,920 千円については、永代供養墓の建立に係る石材費や工事費といった建立費用に充当する予定であります。（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,480 円）を基礎として算出した見込額であります。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業成長と戦略的投資のバランスを見極めながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化の投資の原資として活用してまいります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

配当につきましては、配当性向40%程度を目安に実施していく方針であります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況

|                          | 2022年8月期   | 2023年8月期   | 2024年8月期         |
|--------------------------|------------|------------|------------------|
| 1株当たり当期純利益               | 69.01 円    | 68.97 円    | 74.34 円          |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | —<br>( — ) | —<br>( — ) | 30.00 円<br>( — ) |
| 実績配当性向                   | —          | —          | 40.4%            |
| 自己資本当期純利益率               | 15.1%      | 13.1%      | 12.5%            |
| 純資産配当率                   | —          | —          | 5.0%             |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数であります。

3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数であります。

#### 5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。